

第一種動物用医薬品製造販売業許可証

氏名又は
名称 ワクチノーバ株式会社

主たる機能を
有する事務所
の所在地 栃木県日光市小倉82-1

主たる機能を
有する事務所
の名称 ワクチノーバ株式会社 栃木ラボラトリ

許可の
有効期間 令和3年7月1日から
令和8年6月30日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定により許可を受けた第一種動物用医薬品の製造販売業者であることを証する。

農林水産大臣 野上 浩太郎

第二種動物用医薬品製造販売業許可証

氏名又は
名称 ワクチノーバ株式会社

主たる機能を
有する事務所
の所在地 栃木県日光市小倉82-1

主たる機能を
有する事務所
の名称 ワクチノーバ株式会社 栃木ラボラトリ

許可の
有効期間 令和3年7月1日から
令和8年6月30日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定により許可を受けた第二種動物用医薬品の製造販売業者であることを証する。

農林水産大臣 野上 浩太郎